

議事事務局告示第三号

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県議会議長 平 田 修 己

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程（昭和四十八年議事事務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号中「専門員」を「事業調整員」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同条第二項中「第十三号」を「第十二号」に改め、同条第四項中「第十四号及び第十五号」を「第十三号及び第十四号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。